

自動車税 (環境性能割 種別割) の減免制度のご案内 (障害者手帳減免は除く)

沖縄県では、以下のような自動車税(環境性能割・種別割)に対する減免制度があります。減免制度には一定の要件や申請期限が定められていますので、内容をご確認の上、申請手続きをお願いします。

減免できる税目
○:全額免除、
△:一部減額、
×:減免できない

1 減免制度の種類

	種別割	環境性能割
【障害者手帳減免】 ※別途しおりをご用意していますので、そちらでご確認ください。		
(1) 障害者の方のために専ら使用する自動車	○	○
【構造減免(構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車)】		
(2) 身体障害者等<専用>構造自動車 …資料1 8ナンバーで、車検証の車体の形状欄が車いす移動車、 身体障害者輸送車、入浴車になっているもの	○	○
(3) 身体障害者等<兼用>構造自動車 …資料2 車いすの昇降装置、固定装置、浴槽を装着する等特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられたもので、身体障害者等の輸送に使用する自動車	×	△
(4) 身体障害者<運転用>構造自動車 …資料2 構造上専ら身体障害者の方が運転するために、運転装置、制御装置に構造変更が加えられ、事業用で登録された自動車	×	△
【公益減免(公益のために直接専用する自動車)】		
(5) 社会福祉法人(社会福祉協議会も含まれます)が所有する自動車 …資料3 一定の要件を満たしているもの	○	○
(6) 指定教習所が所有する教習用自動車 …資料4	○	×
(7) 交通安全協会が所有する運転免許試験用自動車 …資料5	○	×
(8) 専ら交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の指導のために使用する自動車 …資料6	○	×
(9) 日本赤十字社が取得する救急自動車、血液事業のために使用する自動車 …資料7	×	○
(10) 生活路線を運行する一般乗合用バス車両 …資料8	○	—
【その他減免】 ※詳しいことは、自動車税事務所までお問い合わせください。		
(11) 中古商品自動車 中古自動車販売業者の所有する中古商品自動車で、一定の要件を満たしているもの	△	—
(12) 国又は地方公共団体に無償で使用させている自動車	○	×
(13) 災害により自己の所有車につき損害を受けた者で、一定の要件を満たしているもの	△	×

※1 条件によっては課税免除の適用があります。(根拠規定: 県税条例第139条2)

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(沖縄県宮古合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重山合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索

資料1 構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車に係る減免 (身体障害者等<専用>構造自動車)

1 減免の対象となる自動車

身体障害者等<専用>構造自動車

※レンタカーは対象外

※特種用途自動車(いわゆる8ナンバー)限定です。

8ナンバーの特種用途自動車で、車検証の車体の形状が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」、「入浴車」のいずれかで、身体障害者等※の輸送に使用する自動車

※リース車も対象となりますが、リース会社が申請者となります。

※法人使用又は「事業用」の場合、事業実施に必要な許可又は事業所の指定等を受けていることが必要です。

※身体障害者等とは:歩行が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者を指します。

2 申請期限

	申請期限	減免できる税目
従来から所有している自動車 (4月1日午前0時時点で 所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日~5月31日※まで ※5月31日が土・日曜日の場合は 翌開庁日まで	種別割
新規登録による取得 (新車・中古車新規登録)	申告書を提出した日 (登録の日)から30日以内	種別割 環境性能割
移転登録による取得 (名義変更)		種別割※ ¹ 環境性能割

※1:前納税義務者が非課税団体の場合に限る。

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※減免承認されると当初申請した内容から変更がない限り、毎年自動で自動車税(種別割)の

減免が継続されます(変更があった場合は再申請が必要です)。

※個人使用の<自家用>自動車の申請の場合、減免の適用は身体障害者等個人減免(軽自動車含む)を含め身体障害者一人につき一台です。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足など)

減免申請書チェックリストを配布していますので、ご活用ください。

電話お問い合わせ先: 沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

申請窓口

※納税義務者の住所により申請窓口が異なりますので、沖縄県のHPで確認するか、上記コールセンターにお問い合わせください。
※新規登録時の自動車税(種別割)および自動車税(環境性能割)は、従前どおり自動車税事務所が減免申請窓口です。

沖縄県那覇県税事務所
〒900-0029
那覇市旭町116-37
(南部合同庁舎) 3階
TEL 098-867-1066
FAX 098-867-1146

沖縄県自動車税事務所
〒901-2134
浦添市港川1500-10
TEL 098-879-1621
FAX 098-879-1620

沖縄県コザ県税事務所
〒904-2155
沖縄市美原1-6-34
(中部合同庁舎) 1階
TEL 098-894-6502
FAX 098-937-2501

沖縄県名護県税事務所
〒905-0015
名護市大南1-13-11
(北部合同庁舎) 1階
TEL 0980-52-5138
FAX 0980-54-0087

宮古事務所県税課
〒906-0012
宮古島市平良字西里1125
(沖縄県宮古合同庁舎)
TEL 0980-72-2553
FAX 0980-73-4115

八重山事務所県税課
〒907-0002
石垣市字真栄里438-1
(沖縄県八重山合同庁舎)
TEL 0980-82-3045
FAX 0980-82-2044

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索

3 申請に必要な書類

(1) 身体障害者等＜専用＞構造自動車

提出書類		説明
ア	自動車税種別割減免申請書 (その4)	
イ	自動車税環境性能割減免申請書 (その3)	環境性能割が課税される場合のみ、申請できます。
ウ	自動車の写真(前面・後面・車内)、 または外観図及び改造部分詳細 図の写し(新規登録時に限る)	外観写真は、前後のナンバープレートが確認できること。(※) 車内の写真は、改造部分及び設置した装置が確認できること。 昇降装置は、降下させた状態で撮影してください。 図面の場合は、陸運事務所に提出したものであること。 (※)新規登録、管轄変更、番号変更登録においては、登録番号未装着の前後の写真でもよい。
エ	自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し または登録事項等証明書の写し	車検有効期間内であること。 車体の形状欄が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」のいずれかであること。 車検証の記載内容に相違ないこと。(旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
オ	その他添付資料	法人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・◎印の書類 個人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・▲印の書類 ＜事業用＞自動車の場合は・・・■印の書類
◎	定款の写し 又は現在事項全部証明書	同日に複数台申請する場合は1部で構いません。
	事業実施に必要な手続きが 済んでいることが確認できる 書類 (社会福祉法人は除く)	例:通所介護事業、障害福祉サービス事業は「指定通知書」の写し、 介護老人保健施設は「開設許可書」の写し 社会福祉法人の場合、書類は不要ですが、左記の手続きは済んでいることが前提です。
	運行実績報告書 又は 運行計画書(新規登録自動車 に限る)	直近3ヶ月間の運行実績を報告ください。 ※運行実績がない場合は理由書を添付ください。(自由様式) ※運行計画書は減免対象事業との関連性がわかるよう、自動車の用途、運行区間、運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入してください。(自由様式)
	▲	障害者手帳の写し
▲	障害者との関係を証明する 書類	例:住民票謄本、戸籍謄本、生計同一証明書、健康保険証※ ※健康保険証は写し ※申請者が障害者本人の場合は不要です。
	■	事業許可書の写し
カ	【5台以上申請する場合のみ】 申請車両リスト	申請車両リスト(登録番号のみの記載でかまいません)を添付してください。(自由様式)

資料2 構造上障害者の方の利用に供する自動車 に係る減免

(身体障害者等<兼用>構造自動車、身体障害者<運転用>構造自動車)

1 減免の対象となる自動車

※レンタカーは対象外

※リース車も対象となりますが、リース会社が申請者となります。

※法人使用又は「事業用」の場合、事業実施に必要な許可又は事業所の指定等を受けていることが必要です。

(1) 身体障害者等<兼用>構造自動車

※車種は問いません。

車いすの昇降装置、固定装置、浴槽を装着する等特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられたもので、身体障害者等の輸送に使用する自動車

(2) 身体障害者<運転用>構造自動車

※車種は問いませんが、事業用限定です。

専ら身体障害者の方が運転するために、運転装置、制御装置に構造変更が加えられ、事業用で登録された自動車

※身体障害者等とは：歩行が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者を指します。

2 申請期限

	申請期限	減免できる税目
(1) <兼用>構造自動車	新規登録・移転登録 (名義変更)による取得	自動車税環境性能割の一部 (減免額：構造変更に要した金額×税率) ※ベース部分の自動車税環境性能割については課税になります。
(2) <運転用>構造自動車		

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。
※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

3 申請に必要な書類

裏面記載のとおり

電話お問い合わせ先： 沖縄県税コールセンター TEL 098 - 943 - 5021

申請窓口	※納税義務者の住所により申請窓口が異なりますので、沖縄県のHPで確認するか、上記コールセンターにお問い合わせください。 ※新規登録時の自動車税(種別割)および自動車税(環境性能割)は、従前どおり自動車税事務所が減免申請窓口です。				
沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川1500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 (沖縄県宮古合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 (沖縄県八重山合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索

3 申請に必要な書類

(1) 身体障害者等＜兼用＞構造自動車

提出書類		説明
ア	自動車税環境性能割減免申請書 (その3)	環境性能割が課税される場合のみ、申請できます。
イ	自動車の写真(前面・後面・車内)、 または外観図及び改造部分詳細 図の写し(新規登録時に限る)	外観写真は、前後のナンバープレートが確認できること。(※) 車内の写真は、改造部分及び設置した装置が確認できること。 昇降装置は、降下させた状態で撮影してください。 図面の場合は、陸運事務所に提出したものであること。 (※)新規登録、管轄変更、番号変更登録においては、登録番号未装着の 前後の写真でもよい。
ウ	自動車検査証写し及び自動車検 査証記録事項写し または登録事項等証明書の写し	有効期間内であること。
エ	構造変更に必要な費用が確認でき る書類	例:注文書
オ	その他添付資料	法人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・◎印の書類 個人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・▲印の書類 ＜事業用＞自動車の場合は・・・■印の書類
◎	定款の写し 又は現在事項全部証明書	同日に複数台申請する場合は1部で構いません。
	事業実施に必要な手続きが 済んでいることが確認できる 書類 (社会福祉法人は除く)	例:通所介護事業、障害福祉サービス事業は「指定通知書」の写し、 介護老人保健施設は「開設許可書」の写し 社会福祉法人の場合、書類は不要ですが、左記の手続きは済んでいること が前提です。
	運行計画書	減免対象事業との関連性がわかるよう、自動車の用途、運行区間、 運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入してください。(自 由様式)
	▲	障害者手帳の写し
▲	障害者との関係を証明する書 類	例:住民票謄本、戸籍謄本、生計同一証明書、健康保険証 [※] ※健康保険証は写し ※申請者が障害者本人の場合は不要です。
■	事業許可書の写し	例:沖縄総合事務局長発行の一般乗用旅客自動車運送事業許可書

(2) 身体障害者＜運転用＞構造自動車

上記(1)の「ア」～「エ」の書類	
事業許可書の写し	例:沖縄総合事務局長発行の一般乗用旅客自動車運送事業許可書
障害者手帳の写し	氏名、障害の程度が確認できること
運転免許証の写し	
障害者との雇用関係を証明する書類	例:会社名が確認できる保険者証、雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書

[構造減免／一部減免(裏面)]

資料3 社会福祉法人(社会福祉協議会も含む)が所有する自動車に係る減免

1 減免の対象となる自動車

次のいずれかに該当する自動車は減免の対象となります。

- (1)社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が所有し、裏面【表1】の事業の用に供する自動車
- (2)社会福祉法第109条又は第110条に規定する社会福祉協議会が所有し、その本来の事業の用に供する自動車

※リース車は対象とはなりません。

2 申請期限

	申請期限	減免できる税目
新規登録による取得 (新車・中古車新規登録)	申告書を提出した日(登録の日) から30日以内	種別割 環境性能割
移転登録による取得 (名義変更)		種別割 ^{※1} 環境性能割
従来から所有している自動車 (4月1日午前0時時点で 所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日～5月31日まで ※5月31日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	種別割

※1:前納税義務者が非課税団体の場合に限る。

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※毎年度申請が必要です。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入漏れ、添付書類の不足)

減免申請書チェックリストを配布していますので、ご活用ください。

3 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税種別割減免申請書 (その1)	
自動車税環境性能割減免申請書 (その4)	環境性能割が課税される場合のみ、申請できます。
定款の写し	同日に複数台申請する際は1部で構いません。
自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し または登録事項等証明書の写し	有効期間内であること 自家用・事業用の別が【自家用】となっていること 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
運行実績報告書 又は 運行計画書(新規登録自動車に限る)	直近3ヶ月間の運行実績を報告ください。 ※運行実績がない場合は理由書を添付ください。(自由様式) ※運行計画書は減免対象事業との関連性がわかるよう、自動車の用途、運行区間、運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入してください。(自由様式)
【5台以上申請する場合】 申請車両リスト	申請車両リスト(登録番号のみの記載でかまいません)を添付してください。(自由様式)

【表1】減免対象事業

■第一種社会福祉事業

以下の施設を経営する事業	設置根拠法
救護施設	生活保護法
更生施設	
その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業	
生計困難者に対して助葬を行う事業	
乳児院	児童福祉法
母子生活支援施設	
児童養護施設	
障害児入所施設	
児童心理治療施設	
児童自立支援施設	
養護老人ホーム	老人福祉法
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
障害者支援施設	障害者総合支援法
授産施設	

■第二種社会福祉事業

以下の事業の実施又は施設を営むもの	設置根拠法	
障害児通所支援事業	児童福祉法	
障害児相談支援事業		
母子家庭等日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
寡婦日常生活支援事業		
母子・父子福祉施設を営む事業		
老人居宅介護等事業	老人福祉法	
老人デイサービス事業		
老人短期入所事業		
小規模多機能型居宅介護事業		
認知症対応型老人共同生活援助事業		
複合型サービス福祉事業		
老人デイサービスセンターを営む事業		
老人短期入所施設を営む事業		
老人福祉センターを営む事業		
老人介護支援センターを営む事業		
障害福祉サービス事業		障害者総合支援法
一般相談支援事業		
特定相談支援事業		
移動支援事業		
地域活動支援センターを営む事業		
福祉ホームを営む事業	身体障害者福祉法	
身体障害者の更生相談に応ずる事業		
知的障害者の更生相談に応ずる事業	知的障害者福祉法	

電話お問い合わせ先： 沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

申請窓口

※納税義務者の住所により申請窓口が異なりますので、沖縄県のHPで確認するか、上記コールセンターにお問い合わせください。
 ※新規登録時の自動車税(種別割)および自動車税(環境性能割)は、従前どおり自動車税事務所が減免申請窓口です。

沖縄県那覇県税事務所
〒900-0029
那覇市旭町116-37
(南部合同庁舎) 3階
TEL 098-867-1066
FAX 098-867-1146

沖縄県自動車税事務所
〒901-2134
浦添市港川1500-10
TEL 098-879-1621
FAX 098-879-1620

沖縄県コザ県税事務所
〒904-2155
沖縄市美原1-6-34
(中部合同庁舎) 1階
TEL 098-894-6502
FAX 098-937-2501

沖縄県名護県税事務所
〒905-0015
名護市大南1-13-11
(北部合同庁舎) 1階
TEL 0980-52-5138
FAX 0980-54-0087

宮古事務所県税課
〒906-0012
宮古島市平良字西里1125
(沖縄県宮古合同庁舎) 1階
TEL 0980-72-2553
FAX 0980-73-4115

八重山事務所県税課
〒907-0002
石垣市字真栄里438-1
(沖縄県八重山合同庁舎)
TEL 0980-82-3045
FAX 0980-82-2044

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索

資料4 指定(特定届出)自動車教習所が所有する教習用自動車に係る減免

1 減免の対象となる自動車

道路交通法の規定により沖縄県公安委員会が指定した<指定自動車教習所>及び<特定届出自動車教習所>が所有し、車検証の車体の形状が「教習車」で、専ら教習の用に供する自動車

2 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税種別割減免申請書(その3)	
自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し	有効期間内であること。 車体の形状が【教習車】となっていること。 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
道路交通法の規定により交付された指定書の写し	公安委員会発行のもの
備付け自動車一覧表の写し	県公安委員会に提出したもの

3 申請期限

	申請期限	減免できる税目
新規登録による取得	申告書を提出した日(登録の日)から30日以内	種別割
移転登録による取得 (前納税義務者が非課税団体の場合に限る)		
従来から所有している自動車 (4月1日午前0時時点で所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日~5月31日*まで ※5月31日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。
※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※減免承認されると当初申請した内容から変更がない限り、毎年自動で自動車税(種別割)の減免が継続されます(変更があった場合は再申請が必要です)。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足)

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(沖縄県宮古合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重山合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索

資料5 交通安全協会が所有する運転免許試験用自動車に係る減免

1 減免の対象となる自動車

交通安全協会が所有し、専ら＜運転免許試験＞の用に供する自動車

2 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税種別割減免申請書 (その3)	
自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し	有効期間内であること 車体の形状が【教習車】となっていること 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
自動車の用途を証明する証明書	沖縄県警察本部発行のもの
【5台以上申請する場合】 申請車両リスト	申請車両リスト(登録番号のみの記載でかまいません)を添付してください。(自由様式)

3 申請期限

	申請期限	減免できる 税目
新規登録による取得	申告書を提出した日(登録の日) から30日以内	種別割
移転登録による取得 (前納税義務者が非課税団体の場合に限る)		
従来から所有している 自動車 (4月1日午前0時時点で 所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日～5月31日※まで ※5月31日が土・日曜日の場合は 翌開庁日まで	

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。
※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※毎年度申請が必要です。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足)

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098 - 943 - 5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(沖縄県宮古 合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重山 合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索

資料6 交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の指導のために使用する自動車に係る減免

6-1 減免の対象となる自動車

専ら<交通安全の指導>、<防犯思想の普及>又は<青少年の指導>の用に供する自動車
※リース車も対象

6-2 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税種別割減免申請書 (その1)	
自動車検査証写し及び自動車 検査証記録事項写し	有効期間内であること 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
自動車の用途を証明する証明書	警察署長、交通安全協会長又は防犯協会長のいずれかが 発行するもの
【5台以上申請する場合】 申請車両リスト	申請車両リスト(登録番号のみの記載でかまいません)を添付して ください。(自由様式)

6-3 申請期限

	申請期限	減免できる 税目
新規登録による取得	申告書を提出した日(登録の日) から30日以内	種別割
移転登録による取得 (前納税義務者が非課税団体の場合に限る)		
従来から所有している 自動車 (4月1日午前0時時点で 所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日~5月31日*まで ※5月31日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※毎年度申請が必要です。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足)

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(沖縄県宮古 合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重山 合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索

資料7 日本赤十字社が取得する自動車に係る減免

1 減免の対象となる自動車

日本赤十字社が取得する自動車のうち、次に該当する自動車

- (ア) 救急自動車
- (イ) 血液事業の用に供する自動車

2 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税環境性能割減免申請書 (その1)	
自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し	有効期間内であること
運行の用途が <救急>または<血液事業>の用 であることが確認できる書類	→緊急自動車の場合 県公安委員会発行の緊急自動車指定証の写し →緊急自動車以外の場合 【例：運行計画書】 ・自動車の運行目的、用途、運行スケジュール、輸送対象等を 記入してください。(様式は自由です) ・事業の根拠となる計画等 (例：沖縄県献血推進計画) があれば添付してください。

7-3 申請期限

	申請期限	減免できる税目
新規登録による取得 (新車・中古車新規登録)	申告書を提出した日 (登録の日) から30日以内	環境性能割
移転登録による取得 (名義変更)		

※新規取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098 - 943 - 5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(沖縄県宮古 合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重山 合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索

資料8 生活路線を運行する一般乗合用バス車両に係る減免

8-1 減免の対象となる自動車

地方バス路線維持費補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用のバスのうち、次のいずれかに該当するもの。

(ア)知事の指定する生活バス路線であること

(イ)国の生活交通路線維持費補助金の対象路線であること

ただし、免除できるバスの総数は、申請書裏面の記載要領に記載された算式によって得た数とする。

8-2 申請に必要な書類

提出書類	説明
第213号様式 自動車税(種別割)の免除対象バスの認定 申請書	
右記の事項が確認できる書類	①一般乗合用バス車両の総数が確認できること。 ②当該地方バス事業者の全路線及び生活路線に係る年間走行キロ数が確認できること。 ③登録番号及び全走行キロが確認できること。
生活バス路線の指定を受けていることが 確認できる書類	指定路線名が確認できること。 例:指定通知書、承認書
地方バス路線維持費補助金を 受けたことが確認できる書類	補助金名、補助路線名、確定額が確認できること 例:補助金の確定通知書
自動車検査証写し及び自動車検査証記録 事項写し(※1)	有効期間内であること 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
免除を受けようとする年度の4月1日から7 日までの期間に係る乗務記録簿(※1)	全走行キロ数、生活路線走行キロ数が確認できる こと。

(※1)添付枚数が膨大となるため、縮小してA4サイズに2枚分コピーしてもかまいません。

8-3 申請期限

	申請期限	減免できる税目
従来から所有している自動車 (4月1日午前0時時点で 所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日～5月31日※まで ※5月31日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	種別割

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※毎年度申請が必要です。

※申請書に不備がある場合、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご確認ください。

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

[生活路線バス]

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(沖縄県宮古 合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重山 合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索